

南部箕蚊屋広域連合公印規則

平成11年7月19日 規則第7号

(目的)

第1条 南部箕蚊屋広域連合において使用する公印は、すべてこの規則の定めるところによる。

(公印の名称等)

第2条 公印の種類、ひな形、寸法、保管者は、別表のとおりとする。

(公印の保管方法)

第3条 公印の保管は、別表の各欄に定めるところによる。ただし、会計管理者印は会計管理者において保管する。

2 公印保管者は、公印を厳正に取扱い、使用しない場合には堅固な容器に納めて錠を施さなければならない。

(公印の登録)

第4条 公印を登録し、これを整理するため事務局に公印台帳(様式第1号)を備えるものとする。

(公印の使用)

第5条 公印を使用するときは、公印管守者に決裁文書を提出し、その承認を受けなければならない。

(公印の持出)

第6条 公印は、庁外に持出してはならない。ただし、特別の事由により庁外において使用しなければならないときは、公印貸出簿(様式第2号)に記載して、公印管守者の許可を受けなければならない。

(公印の調整、区分)

第7条 公印の新調、改刻又は廃止しようとするときは、公印管守者においてその事由を記載し、事務局長に合議して広域連合長の決裁を受けなければならない。

2 前項の手続を経た場合は、事務局長において公印台帳を整理しなければならない。

3 公印を紛失又はき損したときは、直ちにその経過を記載した届けを事務局長に提出しなければならない。

(公印の刷込み)

第8条 公印は、特に必要があると認められたときは、証票等にその印影を印刷することができる。

この場合において刷込みのつど当該公印保管者を経て広域連合長に公印刷込み承認願(様式第3号)を提出して承認を受けなければならない。印刷に使用した印影の原版は、公印の取扱いに準じ、事務局長が保管するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年4月1日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月13日規則第1号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則の改正前の規則に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な訂正をして使用することができる。

別表（第2条、第3条関係）

公印の種類	ひな形	寸法	保管者	摘要
庁印				
第1号	南部箕蚊 屋広域連 合長之印	22ミリメートル平方	事務局長	
第2号	南部箕蚊 屋広域連 合長之印	15ミリメートル平方	事務局長	
第3号	南部箕蚊 屋広域連 合長職務 代理者印	21ミリメートル平方	事務局長	
第4号	南部箕蚊 屋広域連 合会計管 理者之印	21ミリメートル平方	会計管理者	
第5号	南部箕蚊 屋広域連 合会計管理者 職務代理者印	21ミリメートル平方	事務局長	
第6号	南部箕蚊 屋広域連 合議会議 長之印	21ミリメートル平方	議会事務局長	

第7号	南部箕蚊 屋広域連 合議会副 議長之印	21ミリメートル平 方	議会事務局長	
第8号	南部箕蚊屋 広域連合議 会常任委員 会委員長印	21ミリメートル平 方	議会事務局長	
第9号	南部箕蚊屋 広域連合議 会運営委員 会委員長印	21ミリメートル平 方	議会事務局長	
第10号	南部箕蚊 屋広域連 合長之印	32ミリメートル兵 法	事務局長	
第11号	南部箕蚊屋 広域連合 事務局長印	21ミリメートル平 方	事務局長	
第12号	南部箕蚊 屋広域連 合之印	30ミリメートル平 方	事務局長	
第13号	南部箕蚊 屋広域連 合議会印	30ミリメートル平 方	事務局長	

様式第3号（第8条関係）

公 印 刷 込 み 承 認 願

年 月 日

南部箕蚊屋広域連合

広域連合長 様

所属長名 ⑩

下記のとおり公印を使用したいのでご承認願います。

記

証 票 等 の 名 称		証 票 等 の 名 称	
公 印 の 種 類		公 印 の 種 類	
公 印 刷 込 み を 必 要 と す る 理 由		公 印 刷 込 み を 必 要 と す る 理 由	